いて同じ。）は、当該法人に係る同条第二十四項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の第九条の七第二項に規定する道府県民税の控除限度額の計算について同条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の三・二で除して得た数）に按分して計算した額とする。

2　法第五十三条第二十四項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第五十三条第二十四項の控除対象所得税額等相当額の控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十八条の九十一第四項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第二十四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

（法第五十三条第二十五項の控除対象所得税額等相当額等の控除）

第九条の六の三　二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十五項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同条第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人に係る同条第二十五項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の次条第二項に規定する道府県民税の控除限度額の計算について同条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の三・二で除して得た数）に按分して計算した額とする。

2　法第五十三条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第五十三条第二十五項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の九の三第四項又は第六十八条の九十三の三第四項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第二十五項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

第九条の七第一項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、同条第二項中「第五十七条の二の二」を「第五十七条の二の四」に、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、同条第三項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、同項第一号中「租税特別措置法第六十六条の六第一項」の下に「、第六項又は第八項」を加え、「法人に係る同条第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、「のうち」の下に「、課税対象金額（）を加え、「課税対象金額（）を「課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（）に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「に対応する」を「、部分課税対象金額（同法第六十六条の六第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応する」に改め、同項第二号中「租税特別措置法第六十八条の九十第一項」の下に「、第六項又は第八項」を加え、「法人に係る同条第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、「のうち」の下に「、個別課税対象金額（）を加え、「個別課税対象金額（）を「個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（）に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「に対応する」を「、個別部分課税対象金額（同法第六十八条の九十第六項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応する」に改め、同項第三号中「租税特別措置法第六十六条の九の二第一項」の下に「、第六項又は第八項」を加え、「法人に係る同条第一項」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に改め、「のうち」の下に「、課税対象金額（）を加え、「課税対象金額（）を「課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（）に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「に対応する」を「、部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第六項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応する」に改め、同項第四号中「租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項」の下に「、第六項又は第八項」を加え、「法人に係る同項」を「内国法人に係る同条第一項」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に改め、「のうち」の下に「、個別課税対象金額（）を加え、「個別課税対象金額（）を「個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（）に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「に対応する」を「、個別部分課税対象金額（同法第六十八条の九十三の二第六項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は個別金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十八条の九十三の二第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十三の二第二項の規定により当該外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応する」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、同条第八項中「第五十七条の二の二」を「第五十七条の二の四」に、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同条第十九項、第二十項、第二十九項及び第三十項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改める。

第九条の八中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第三十三項」に改める。

第九条の八の二第一項中「によつて」を「により」に、「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第三十三項」に改める。

第九条の八の三の見出し中「第五十三条第三十二項に規定する」を「第五十三条第三十四項の」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第三十四項」に改める。

第九条の八の四の見出し中「第五十三条第三十二項に規定する」を「第五十三条第三十四項の」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第三十四項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「金額について」の下に「、それぞれ」を加える。